

委託業務に関する仕様書

1 業務名

令和8年度アトツギベンチャー創出支援事業

2 目的

次世代の県経済の担い手育成を進めるためには、企業の後継者（事業承継の前後は問わない。以下「アトツギ」という。）が、家業が持つ有形無形のリソースを活用し、ベンチャー企業のように果敢に新分野へ挑戦する「アトツギベンチャー」を数多く創出する必要がある。

そのため、県内のアトツギを対象に、新規事業開発や新分野への進出などといった家業の変革に向けたマインドセットの醸成、ビジネスモデルの構築などを集中的に支援するプログラム（以下、「プログラム」という）を実施し、モデルケースとなるアトツギベンチャーを創出するとともに、アトツギや金融機関・商工団体等支援者で構成するコミュニティを併せて形成することで、アトツギが挑戦しやすい文化の醸成を図る。

3 委託業務の運営体制

本委託業務は、大分県及び公益財団法人大分県産業創造機構おおいたスタートアップセンター（以下、「おおいたスタートアップセンター」という）の共催とする。これを踏まえ、受託者は委託業務遂行にあたり以下を順守すること。

- ・本委託業務において作成する広報物（チラシやホームページ等）や、イベント開催時の実施主体の案内において、「主催：大分県、共催：おおいたスタートアップセンター（公益財団法人大分県産業創造機構）」と明記すること。
- ・本委託業務における県との連絡調整（メール等）には、おおいたスタートアップセンターのセンター長及び担当コーディネーターも含めること。
- ・本仕様書において規定する県との定期的なミーティングや、プログラム及び関連する各種イベント等の実施にあたっては、おおいたスタートアップセンターの担当コーディネーターも参加することから、日程調整に配慮すること。

4 本委託業務の位置付け

本委託業務の位置付けは別紙1を参照することとし、受託者は、別紙1の位置付けを十分理解した上で業務を遂行するものとする。

5 委託業務の実施期間

契約の日から令和9年3月31日

6 委託業務内容

(1) プログラムの準備

- ・本仕様書に規定する各業務の工程を記載した全体工程表を作成の上、県の承認を得ること。工程表の様式は任意とする。
- ・プログラムの名称やロゴ、ホームページを県と協議の上作成すること。ホームページは、プログラムの募集に関する事項やプログラムの内容、スケジュールに加え、参加者へのメリット、講師に関する情報などを掲載し、プログラムの応募が促進されるものとする。また、必要に応じて過年度プログラム参加者の実績等を掲載するなど、プログラム参加による成長のイメージがしやすいよう工夫すること。
- ・プログラム参加者募集に向けた説明資料やチラシ等広報物を、県と協議の上作成すること。

(2) プログラム参加者の募集・PR

- ・新規事業や家業の変革などに取り組もうとしている県内に本社を置く企業のアトツギを対象に、本プログラムへの参加者を10名募集すること。
- ・プログラム参加者の募集にあたり、県と協議の上、募集スケジュールや応募条件等を決定し、ホームページにおいて公表すること。
- ・プログラム参加者の募集期間は最低2週間以上設けること。
- ・多くの応募がなされるよう、メディアやSNS等を活用して幅広く事業のPRを行うこと。
- ・参加者の募集にあたり、プログラム内容に関する説明を含むイベントを1回程度、リアル開催すること。なお、オンライン同時配信や録画の後日配信を行うことも可とする。当該イベントは、県内アトツギだけでなく県内金融機関や商工団体など関係機関にも広く参加を呼びかけ、プログラムへの応募者推薦につながるよう工夫すること。イベントの詳細やゲスト等については、県と協議の上決定すること。また、ゲスト招へいに係る費用は本事業の委託料から拠出すること。
- ・効果的に応募者発掘を進めるため、おおいたスタートアップセンターや県内金融機関、商工団体、創業支援機関などへプログラム内容や応募要件を十分周知し、連携を図ること。
- ・プログラム参加者の選定にあたり、応募者全員への面談を実施すること。面談は県及びおおいたスタートアップセンター並びに受託者が同席することにより行うこと。面談の手段はリアル・オンラインいずれでも可とする。なお、応募者多数により全員に対する面談が困難な場合は、県と対応を協議の上、指示に従うこと。
- ・面談の結果適当と認められるアトツギを10名採択すること。なお、受託者の申し出により10名を超えて採択することも可とするが、その場合における委託料の増額には

応じない。

- ・プログラム採択者には、採択決定時におおいたスタートアップセンターの会員登録をさせること。

(3) プログラムの実施

- ・採択者に対し、「家業の5年後・10年後」を念頭に、新規事業のビジネスモデル構築や、新たな市場への参入に向けた戦略の策定、組織体制の見直し、リブランディングなど、家業の変革に向けた必要な支援を、7ヵ月間程度集中的に実施すること。
- ・支援の実施形態は、月1回程度のワークショップ開催及びメンタリングとする。ワークショップはリアル開催とし、メンタリングは参加者の都合に応じて効果的な手段を選択すること。また、メンタリングは各参加者に対し、月1回以上実施することとし、実施時には可能な限り県及びおおいたスタートアップセンターの担当コーディネーターの同席を調整すること。
- ・支援の実施にあたっては、事前に参加者の現況や課題、ニーズを十分ヒアリングの上、支援の方向性をまとめた支援計画書（任意様式）を作成し、プログラム開始前に県に提出すること。
- ・支援の内容については、既存経営資源の活用による新規事業・業態転換・新市場参入に関する助言やアイデア創発機会の確保、アイデアを具体化するにあたり必要となるパートナー等の紹介及びネットワーク形成に関する助言、事業計画のブラッシュアップ、チームビルディングに関する助言、販路拡大に関する助言・紹介、新事業の社内の合意形成サポート、組織体制や生産管理の改善などに関する知見の提供などとする。また、参加者が家業内のリソースに限定せずに新規事業等を発想・検討できるよう、大学等研究機関の活用や他社との協業などの観点も盛り込むこと。
- ・支援にあたっては、知識等のインプットだけでなく、参加者それぞれに新規事業や家業の変革に向けた具体的な行動を促し、実行させること。
- ・支援の進捗状況を、任意の様式で県に毎月報告すること。
- ・メンタリングを実施する者は、プログラム期間中に1回以上、担当する支援先（プログラム参加者）の事業所を訪問し、現地の事業実態等を把握すること。また、現地訪問時には可能な限り県及びおおいたスタートアップセンターのコーディネーターの同席を調整すること。
- ・受託者は、プログラム実施にあたり必要と認める場合は、先輩アトツギ経営者や外部専門家等を、県と事前協議の上、招へい・参画させることができる。なお、その際の経費は本事業の委託料の中から拠出すること。
- ・参加者の認知向上・事業の推進を図るため、県内メディアと連携し露出拡大を図ること。当該メディア連携に係る経費は、本事業の委託料から拠出すること。
- ・アトツギコミュニティの形成に向け、過年度の本事業参加者やプログラム外のアトツ

ギ、金融機関や商工団体等の支援者が参加・交流できるイベントを1回以上開催すること。当該イベントはリアル開催とし、内容等については、事前に県と協議すること。

- ・参加者を中小企業庁が実施する「アトツギ甲子園」をはじめとしたピッチイベントへ積極的に出場させるよう努め、エントリーシートのブラッシュアップやプレゼンテーション練習などの支援を実施すること。

(4) 成果発表イベントの開催

- ・県内アトツギベンチャー機運の醸成及びプログラム参加者の露出拡大・新規事業等実現の後押しを目的とし、プログラム参加者による成果発表のイベントを開催すること。
- ・本イベントの目的達成のため、県内メディアと連携すること。また、県内中小企業経営者やアトツギ、金融機関・商工団体等の支援者が多数来場するよう、広報・集客に努めること。
- ・イベントはリアル開催とする。オンライン同時配信や録画の後日配信を行うことも可とする。
- ・イベントの内容は以下を基本とし、詳細については県と協議の上決定すること。

①基調講演やトークセッション

県内外から著名な講師を1名以上招へいの上、基調講演やトークセッションを実施し、アトツギベンチャーの機運醸成を図ること。

②ピッチイベント

本プログラム参加者を登壇させ、ビジネスプランやプログラムの事業成果、今後の支援ニーズについて発表し、来場者等とのビジネスマッチングを図ること。

③交流会

ピッチイベント登壇者と来場者等との交流促進に向け工夫すること。

- ・イベント実施後、来場者数やメディア掲載などのイベント実績について県に報告すること。

(5) 報告書の作成

- ・委託業務実施の内容及び成果をまとめた報告書を作成すること。
- ・報告書の様式は任意とするが、本仕様書6の(1)から(4)に記載した業務内容の実施状況・結果を漏れなく記載すること。
- ・報告書には、アトツギベンチャー支援における今後の課題や方策などを盛り込むこと。

7 その他

- ・受託者は、県の求めに応じて、県が実施するスタートアップ支援機関の連絡会議に出席すること。
- ・本事業の準備や運営について、委託契約締結以後、毎月1回以上、県と定期的なミーテ

ィングを実施し、事業運営の方針や内容の理解に齟齬がないようにすること。また、ミーティングのアジェンダ及び議事録は、ミーティング実施後に県に提出すること。

- ・感染症予防対応などのため、本仕様書の内容を実施することができない場合又は不適切と判断される場合については、県と協議の上、中止又は実施方法等の変更を行うこと。なお、その場合において、委託金額の減額の必要がある場合には、減額の変更契約を行うこと。
- ・本事業における制作物（ロゴ等）の著作権は、委託業務完了後に県へ無償で譲渡するものとする。なお、本事業において作成したホームページについて、委託業務完了後のホームページの維持管理に関する取扱いは、県と協議の上決定すること。
- ・本仕様書に記載された業務を実施するにあたり支出した費用に係る証憑（見積書や請求書・領収書など）を適切に整備するとともに、事業実施年度の翌年度から 5 年間保管し、必要に応じて県に提出すること。
- ・その他仕様書に定めのない事項については、その都度県と協議の上決定すること。

別紙 1

令和 8 年度アトツギベンチャー創出支援事業の位置付けについて

1 本事業は、県が実施する「令和 8 年度おおいたスタートアップ支援事業」のメニューの一つとして実施する。令和 8 年度に実施するおおいたスタートアップ支援事業は以下のとおり。

- (1) 大分発ニュービジネス発掘・育成事業
有望な起業家等の発掘・育成に向けたビジネスコンテスト開催
- (2) アトツギベンチャー創出支援事業
アトツギによる新規事業・家業変革に向けた講座・メンタリング等
- (3) 企業内起業家創出促進事業
企業内起業家の育成と新規事業創出に向けた講座・メンタリング等
- (4) 社会起業家創出支援事業
ビジネスの手法を活用して地域社会の課題解決に取り組む起業家の支援
- (5) 成長志向起業家等育成支援事業
厳選した有望な起業家等に対する集中支援（アクセラレーションプログラム）

2 本事業の位置付けについては、下図を参照し、受託者は委託業務遂行にあたり、常に下図に基づいた支援イメージを持つこと。

<参考図表>

